

2月議会意見書・決議案討論 成宮まり子議員 2018年3月12日

日本共産党の成宮真理子です。議題となっています意見書案10件、決議案7件のうち三党派提案の「所有者不明の土地利用を求める意見書案」に反対し、他の16件について賛成の立場から討論を行います。

まず、わが党派提案の意見書案、「森友学園問題等の真相究明を求める意見書」案についてです。学校法人「森友学園」への国有地売却をめぐる財務省近畿財務局の決裁文書改ざん疑惑は、当時の理財局長であった佐川国税庁長官が辞任し、財務省が書き換えの事実を認め、本日、国会に報告するとしました。決裁文書の改ざんは国政調査権を蹂躪する歴史的暴挙であり、国会と国民を欺き冒涇するものです。財務官僚に責任を押し付けて幕引きさせるわけにはいきません。改ざんによって、安倍首相と首相夫人関与の疑惑はますます濃厚となり、安倍内閣が総辞職しなければならないような重大疑惑です。政府に対して真相の徹底究明を求める意見書を提出することは、府民的要請ではないでしょうか。

次に、「日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書」案についてです。

沖縄県の普天間基地海兵隊機による事故やトラブルは、2月のオスプレイ機体部品落下事故、昨年12月の輸送ヘリによる保育園や小学校への部品落下、不時着も今年だけで3件など、まさに異常事態です。これに対し、沖縄県議会は安倍首相への意見書と駐日米大使や在日米軍司令官への抗議決議を、全会一致で可決し、事故について米軍から通知はなく「隠ぺいの意図があったと疑わざるをえない」と抗議するとともに、直ちに普天間基地の運用停止、日米地位協定の抜本改定などを求めています。

本府においても、米軍レーダー基地が設置された京丹後市での騒音被害や相次ぐ交通事故、集団通勤などの約束が事実上反故にされている問題、自衛隊福知山駐屯地が米軍関係者の射撃訓練場として使用されるなど、地元住民よりも米側の意向が優先される事態が続いています。米側の横暴な姿勢の根底にあるのが、米軍の治外法権的な特権を与えている日米地位協定であり抜本的見直しは急務です。

次に、「大飯原発3・4号機をはじめ、原発の稼働中止を求める意見書」案についてです。

昨日、東京電力福島第1原発事故から7年目を迎えましたが、いまだ事故の収束も廃炉の見通しもままならず避難者は7万人を超えています。その現実を前に、円山音楽堂に2500人が集った「バイバイ原発きょうと」をはじめ、「原発ゼロ」を求める国民世論は京都でも全国でも大きく広がっています。

国会では9日、立憲民主党、自由党、社民党、日本共産党の野党4党が、全原発のすみやかな停止・廃炉を掲げた基本法案を衆院に共同提出しました。法案は、小泉純一郎、細川護熙両元首相が顧問を務める「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」の提案や、各党の粘り強い努力、なにより国民の世論と運動を反映した国会史上初の画期的なものです。

ところが安倍政権は、こうした新しい動きにも全く背を向けて原発再稼働を推進し、福井県若狭湾岸では、昨年の高浜原発に続き、大飯原発3・4号機をこの3月にも再稼働しようとしています。この道に未来はありません。府民のいのちと安全を守るため、原発の再稼働は中止し廃炉にするべきです。

次に、わが党派提案の「働き方改革一括法案を提出しないことを求める意見書」案につい

てです。安倍政権が最重要法案として国会提出を狙う「働き方改革」一括法案は、裁量労働制拡大の他、過労死基準を超える月 100 時間までの残業を可能にする「上限規制」、残業代ゼロ（高度プロフェッショナル）制度導入などが柱です。国会審議を通じてデータ虚偽などが明らかとなり、裁量労働制は法案から削除されましたが、法案の危険性が消えるものではありません。安倍首相は、財界要求である「高度プロフェッショナル制度」の導入に固執していますが「専門職」について年次有給休暇以外の労働時間規制をすべて適用除外とするものであり、「年 104 日以上」の休日を義務付けるといいますが、全く歯止めにはなりません。裁量労働制と同じ虚偽データを用いて議論してきたため、提案の道理も全く失われているのです。

全国過労死を考える家族の会が、「これ以上、私たちのような遺族、犠牲者をつくらないでほしい」と家族の命を奪われた悔しさを訴えておられます。この声に応え、国会では野党 6 党が一致して、裁量労働制とともに「高度プロフェッショナル制度」も削除を求めています。「定額働かせ放題」で長時間労働を強い、過労死を促進するしくみは、撤回以外にはありません。

次に、「生活保護基準引き下げ中止を求める意見書」案についてです。

貧困と格差の広がりの下、最後のセーフティネットとされる生活保護基準を連続的に引き下げる安倍政権に対し、国民から厳しい批判の声が上がっています。

生活保護基準引き下げは、子どもの貧困対策に逆行し、府民生活全体に広く深刻な影響を及ぼします。就学援助、技能習得への支援基準、高校の通学費補助基準などに直接影響し、また、住民税非課税基準にも連動して、保育料や国保料、介護保険料や利用料、障害者サービスなどの利用者負担、府営住宅入居基準など、まさに、暮らし全体が切り下げられることにつながるのです。

生活保護基準引き下げは中止し、憲法 25 条にもとづく国民の権利として、生活保護法を「生活保障法」にし、必要としている国民が本当に使いやすい制度にすることが必要です。

次に「民間社会福祉施設サービス向上補助金の大幅な見直しと削減の撤回を求める決議」案、「京都府重度障害児（者）在宅生活支援事業の継続を求める決議」案についてです。

民間社会福祉施設サービス向上補助金は、来年度からの大幅見直し・削減の計画を、2 月半ばになってから新聞紙上で関係者は知らされ、困惑と批判が広がっています。与党会派からも「府は説明したと言うが、現場は困っている」「補助金によって、保育園など住民に必要な施設が運営されている」と指摘がありました。

知事は「骨格は予算化した」とされましたが、現場にとってはまさに基礎的な部分を 4 月 1 日からいきなり削られるのです。こんな弱者切り捨てをしてお辞めになるとは、ひどすぎます。削減は中止すべきです。

また、重度障害児（者）在宅生活支援事業は、これまで関係者からは制度の拡充を求める声が毎年寄せられてきたものです。今回、府は「国制度の充実」を口実に廃止するとしていますが、「国制度は基準が厳しくて 1 人以下の配置しかできない小規模施設には、数百万円の持ち出しにしかならない」「支援学校を卒業してくる仲間を受け入れられなくなる」との声が上がっています。制度廃止はやめ、新年度以降も、制度の継続・拡充こそ必要です。

次に、「学費・奨学金の負担軽減を求める意見書」案と、「若者の雇用改善を求める決議」案についてです。

学費・奨学金の負担軽減、「ブラック企業」をなくし雇用改善を求める請願が、若者をはじめ、LDA-KYOTOにより今回 3583 筆、一昨年と昨年合わせると合計 1 万 5 千筆を超える署名とともに本議会に寄せられています。

深刻な実態にある若者自身が、親世代も含めて、日本の将来がかかった問題として運動と世論を大きく広げるもとの、政府も重い腰を上げ、給付型奨学金制度が創設されました。しかし、対象者も金額も、求められている規模にはまったく程遠いものであり、政府による教育予算の大幅増額と給付型奨学金の抜本的改善・拡充は急務です。なお、沖縄県や新潟県などでは、県独自の給付型奨学金制度も創設されていますが、本府においても、独自に給付型奨学金を創設し、役割発揮が求められます。

雇用問題では、本府では、非正規雇用の割合もワーキングプア率も全国ワースト 3、週 60 時間以上働く労働者数も全国ワースト 3 であり、この実態にしっかりと目を向け、条例制定など含め、実効ある対策を打ち尽くす本府の本気度が求められます。

次に「子どもの医療費を中学卒業まで無料化することを求める決議」案と、「すべての中学校で全員制の温かい給食を求める決議」案についてです。

子どもの貧困対策、子育て支援を求める運動が、いま新たに広がりつつあります。

医療費無料化については、昨年 12 月に本議会にも請願を寄せられた「子どもの医療費無料制度を国と自治体に求める京都ネットワーク」が、京都府と京都市に、医療費助成の拡充を求める署名 2861 人分を提出されました。本府と同制度である京都市の自己負担額は、府内の市町村や他の政令市と比べても高すぎます。知事は京都市との協議の場を持つとされましたが予算は検討費だけ。これでは遅すぎる。子どもの成長は待ってられません。すみやかに、府として中学校卒業まで医療費無料化を決断すべきです。

また、「小学校のような」あったかくて栄養のある全員制の給食を中学校でも、との運動が、子育て中の保護者を中心としたネットワークにより広がっています。同ネットワークは、本府に対しても市町村の中学校給食実施への支援を求め、今年に入ってからだけでも署名が約 3000 筆集っています。

公立中学校の生徒の給食喫食率は、全国平均が 84.1% に対し、京都府は 35.7%、特に京都市は「選択制」とされており、29.6% となっています。府の水準は、全国 2 番目の低さであり、府として、すべての中学校で、成長期にふさわしい給食を全員が食べられるよう役割発揮が求められます。

次に「高等学校の通学費補助の充実を求める決議」案についてです。

府教育委員会による「高校改革」により、府立高校の通学区域が広げられた結果、遠距離通学をせざるを得ない生徒が増え、その経済的・時間的負担はますます大きくなっています。本府の通学費補助制度は、月額 2 万 2100 円を超過した額の半額しか補助がされないというものであり、これでは自己負担額は年間 26 万 5 千円を超えてしまい大変な負担です。本議会には、山城通学圏の和東町保護者らからの陳情も寄せられています。予算委員会の書面審査では、教育委員会はようやく通学費負担の調査を実施したと。「どこでラインを引くのか総合的観点で検討している」とされました。これも速やかな拡充・改善こそ必要です。

次に、「京都府独自の米の戸別所得補償を求める決議」案についてです。

京都の農業は中山間地が多く、米作り農家がその中心を担っていますが、生産費を割り込む米価が長年続き、営農の困難と高齢化の中、家族経営や、小規模農家、集落営農法人などが、農地を守ろうと必死に支えておられるのが実情です。戸別所得補償が廃止になれば、「10町歩なら75万円、20町歩だと150万円の収入が無くなる」「兼業でも年金と直接支払い交付金があるからやってこれたのに、廃止されればもう機械の修理代も出ない」と悲痛な声が出されており、生産意欲や希望を奪い、いっそうの困難を強いることとなります。

かつての蜷川知事は、国の減反政策に対し「京都食管」を作って、安心して米作りができるよう農家を支えました。また新潟県では、今年度から中山間地などに独自の支援策を実施しています。本府として、戸別所得補償の復活を国に求めるとともに、緊急に、独自の米の戸別所得補償制度を創設し、農家を下支えすることが必要です。

尚、三会派提案の「所有者不明の土地利用を求める意見書」案については、現在、国土交通省により、所有者不明土地の活用のしくみが新たに提案されようとしています。問題点として、1つは、土地収用法手続きを簡素化して、所有者が発言する機会などがある収用委員会の審理を省き、都道府県知事の裁定で権利取得ができるようにすること、2つ目に、土地収用をしない場合も「利用権」を設定でき、民間事業者も利用できるようにすることなど、憲法に保障された財産権の侵害のおそれもはらんだものです。さらに、現在、進められているリニア中央新幹線など大型公共事業のための条件整備との指摘もあります。よって反対です。以上で、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。